## 相談事例

ID: 04-03-034

## 相談タイトル

土地売買に伴う親族へのお礼(報酬)について

## Q:ご相談内容

母が所有している土地を売買するにあたり、親族が間に入り宅建業者を紹介してくれて、売買契約が成立した(親族は宅建業者ではない)。全部で2300万円で売却出来たため、宅建業者には売買代金の3%+60,000円の手数料を支払ったが、それとは別に親族から売買代金の10%(230万円)を支払うよう請求されている。母にとっては今後の生活費もあるので、10%(230万円)は支払えないので80万円を支払おうと考えているが、それでも大丈夫か。

## A:回答

宅建業者に支払う媒介報酬額については宅建業法により定められていますが、親族が行った行為に対する報酬の支払いについての定めはありません。 親族に対しては特に報酬を支払う義務はありませんが、謝礼を支払うお気持ちがあれば、相談者の方が支払い可能な金額で特に問題はないと思います。 もし親族の方と折り合いがつかず当事者間の話合いでは解決できない場合は、弁護士や司法書士等に相談され対応を図って下さい。